

随意契約結果(業務委託)

No.	案件名称	委託種目	契約の相手方	契約金額(税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
1	大阪市認定こども園調査研究事業委託(その1)(概算契約)	その他	一般社団法人大阪市私立幼稚園連合会	11,646,374	平成30年8月1日	地方自治法施行令第167の2第1項第2号	G3	—
2	大阪市認定こども園調査研究事業委託(その2)(概算契約)	その他	一般社団法人大阪市私立保育園連盟	16,219,699	平成30年8月1日	地方自治法施行令第167の2第1項第2号	G3	—
3	地域子育て支援拠点事業(民間分)に係る業務委託	その他	一般社団法人 あおぞら湯(豊崎つどいの広場ぐうぐう)	3,108,800	平成30年8月1日	地方自治法施行令第167の2第1項第2号	G5	—
4	地域子育て支援拠点事業(民間分)に係る業務委託	その他	特定非営利活動法人 樹(みつるポケット)	3,108,800	平成30年8月1日	地方自治法施行令第167の2第1項第2号	G5	—
5	地域子育て支援拠点事業(民間分)に係る業務委託	その他	特定非営利活動法人 関西こども文化協会(あさひ子育て広場 おさんぽ)	2,868,800	平成30年8月1日	地方自治法施行令第167の2第1項第2号	G5	—
6	公有財産土地建物調査並びに求積表作成及び図面作成業務(財産名称:古市たいよう保育園ほか10か所)《概算契約》	その他	公益社団法人 大阪公共嘱託登記土地家屋調査士会	4,634,466	平成30年8月6日	地方自治法施行令第167の2第1項第2号	G3	—
7	児童手当事業に係る子育てワンストップサービスに関する電子データのダウンロード・署名検証・帳票等作成業務委託(概算契約)	その他	日本郵便株式会社	1,860,600	平成30年9月20日	地方自治法施行令第167の2第1項第2号	G3	—

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市認定こども園等調査研究事業委託（概算契約）

2 随意契約理由

「大阪市認定こども園等調査研究事業」は就学前教育・保育の振興、普及、質の向上を図るため、大阪市内の認定こども園等の人的・物的教育機能および研究機能の向上を図りつつ、積極的に活用を行う事業である。認定こども園等の教育機能および研究機能の向上を図り、積極的に活用を行うには、単に研究を企画し、実施するだけではなく、現場の実態を把握・理解し、かつ法律・例規等や認定こども園等の教育・保育機関としての機能に関する知識を要し、継続して常に本市職員と連絡調整を行いながら事業を推進する必要がある。しかるに、本事業を競争入札に付し、年度ごとに請負業者が異なることとなった場合、研究の継続性や、研究結果からの技術や知識の蓄積が活かされず、本市の就学前教育・保育の全体的な視野を欠き、効果的な事業の実施が困難になる。

現在、大阪市内の認定こども園が加盟する団体については、私学助成の幼稚園が認定こども園（新制度）に移行する前から引き続き加盟している一般社団法人大阪市私立幼稚園連合会と私立保育園が認定こども園（新制度）に移行する前から引き続き加盟している一般社団法人 大阪私立保育園連盟が存在する。

一般社団法人大阪市私立幼稚園連合会及び一般社団法人大阪市私立保育園連盟は、それぞれ市内の認定こども園を含む私立幼稚園（以下、「私立幼稚園等」という）、認定こども園を含む私立保育園（以下、「私立保育園等」という）が加入し、相互の提携協力により、幼児教育・保育の振興及び保育士等の資質向上を図りながら公共性を高め、本市の幼児教育・保育に寄与する目的で組織された団体である。

本来であれば、個別に各認定こども園等と業務委託契約の締結を行うべきところであるが、市内の認定こども園等が加入する両団体と業務委託契約を締結することにより、事務作業の効率化を図るとともに、本市として設置していない認定こども園等の課題や課題解決に向けた取り組み、特に長時間保育と短時間保育の混在による在園時間の違いに対応したカリキュラムや保護者に対する子育て支援のあり方をはじめ、指導力の向上、専門知識の強化など、幼児教育・保育の質を高めるための研究事業が効果的に実施できるとともに、本市における就学前教育・保育施設全体を視野に入れた幼児教育・保育を推進していくことができることから、本業務は地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、一般社団法人大阪市私立幼稚園連合会及び一般社団法人大阪市私立保育園連盟との間において当委託契約を締結する。

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市保育園調査研究事業委託（概算契約）

2 随意契約理由

「大阪市保育園調査研究事業」は、就学前教育・保育の振興、普及、質の向上を図るため、大阪市内の保育園の人的・物的教育機能および研究機能の向上を図り、積極的に活用を行う事業であり、市内の保育所が有する教育・保育機関に関する知識や、各園の現状を踏まえた研究テーマや研究方法等に基づいて実施するものである。

平成30年度については、保育の内容や実績、規模などの要件で市内認可保育園から5園を選定して実施することとしている。

本市が求める要件を備えた事業実施園の選定や、保育園に関する制度や各園の実態に即した課題の提起やその解決に向けた研究を行うためには、本市の保育園をとりまく状況を広く把握し、各園へ指導・調整するための専門知識や経験が必要不可欠で、それらを熟知し、各園への指導・調整が可能な団体に事業を委託する必要がある。

大阪市私立保育園連盟は、昭和31年に設立され、市内の民間保育園すべてが加盟する団体ではないものの、団体の活動として民間保育園の相互の連携、協調を図りながら、加盟しない保育園を対象に含めた研修事業など様々な事業を実施し、民間保育園の運営の推進、保育の質の向上を図っている団体である。

各園の実態を踏まえた指導や調整を行い、本調査研究事業の質を向上させるためには、保育に関する制度や保育をとりまく現状を熟知する団体を通じて調査研究を実施し、連絡調整や進捗管理を行うことが最も効果的であることから、市内の大半の民間保育園が加盟する団体で、かつ保育に関する事業を行う唯一の団体である、一般社団法人大阪市私立保育園連盟との間において、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、特名随意契約を締結する。

随意契約理由書

1 案件名称

平成30年度大阪市地域子育て支援拠点事業業務委託

2 契約の相手方

別紙 拠点委託事業者一覧（「実施形態」＝ひろば型、「法人名」「法人代表者名」）のとおり

3 随意契約理由

近年の少子化や核家族化の進行に伴う家族形態の変化等により、子育てに関する相談相手がおらず、子育てについて不安感や負担感を抱く保護者が増えている。本市では、安心して子どもを産み育てることができる環境づくりを社会全体で取り組むことを目的として「大阪市次世代育成支援行動計画」を策定し、各種の子育て支援施策を積極的に推進しているところである。

その一環として、大阪市が実施主体となり、主に子育て家庭の親とそのこども（概ね3歳未満の児童及び保護者）が気軽に集い、うち解けた雰囲気の中で語り合い、交流を図り、育児相談などを行う場を身近な地域に設置することにより、子育て中の親の子育てへの負担感の緩和を図り、安心して子育て・子育てができる環境を整備し、もって、地域の子育て支援機能の充実を図ることを目的として「地域子育て支援拠点事業」を実施している。

委託事業者の選定については、単に価格による競争入札によるものではなく、その事業内容の実施にあたって市民ニーズを的確に把握し、その地域に見合った市民サービスを実施する必要があるため、公募型プロポーザル方式により「大阪市地域子育て支援拠点事業委託事業者等選定会議」において意見聴取を行い、請負業者の選定を行っている。

本事業は、「大阪市こども・子育て支援計画」により、平成31年度までに129か所で事業を実施することを目標に取り組んでおり、現在の実施施設での事業規模を維持した上で、さらに実施施設を拡充していくことが必要である。

そのため、平成29年度まで本事業を実施してきた施設のうち37施設（別紙「子育て支援拠点事業委託事業者一覧」（ひろば型・継続特名）参照）について、日常運営状況等の把握を行い、事業検証を行った結果、当該地域の子育て家庭のニーズを十分に把握し、利用者の意に沿った事業を展開していることが評価できたため、本事業を安定的かつ継続的に実施できるものであり、他の事業者よりも提供される市民サービスの質・量ともに充実することが期待できる。

また、平成30年4月の新規開設にかかる公募型プロポーザルにおいて選定された7施設（別紙「子育て支援拠点事業委託事業者一覧」（ひろば型・公募プロポーザル）参照）については、これまでの子育て支援事業に取り組んできた経験と実績を活かした提案があり、外部委員の意見聴取を経て、決定した事業者であることから、市民サービスの質・量ともにより充実することが期待できる。

したがって、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により、上記2の相手方と随意契約とし、業務委託契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

こども青少年局子育て支援部管理課（電話06-6208-8111）

随意契約理由書

1 案件名称

公有財産土地建物調査並びに求積表作成及び図面作成業務
(財産名称：古市たいよう保育園 外 10 箇所)《概算契約》

2 契約の相手方

大阪市中央区船越町 1 丁目 3 番 6 号フレックス大手前
公益社団法人 大阪公共嘱託登記土地家屋調査士協会
理事長 横山 幸一郎

3 随意契約理由

(1) 業者選定理由

官公署により行われる不動産の表示に関する登記に必要な調査若しくは測量作業およびその登記の嘱託若しくは申請は、土地家屋調査士（以下「調査士」という。）により適正かつ迅速な実施が必要となる。

本業務は、現在無償で社会福祉法人や事業者へ貸付けている公有財産について、有償貸付を行うにあたり必要となる土地建物測量および庁舎内保育施設の貸付範囲等の確定を行うための面積測量作業等であり、該当財産の用地及び建物の①調査業務（資料調査・現地調査・立会）②測量業務（面積測量・現況測量）③各種書類の取得及び作成（地形図・成果図・建物図面）業務を行うものである。

有償貸付を行うにあたり、公正証書等を使用した事業用定期借地契約や行政財産目的外使用許可等を行うため、貸付面積等を正確に表した図面等を作成する必要がある。

このような業務は、単に土地だけを測量して図面を作成するだけでなく不動産登記を行う場合のように、民法・不動産登記法等に照らし、法律的に判断する専門知識が必要であるため、国家資格者として認められている土地家屋調査士でしか対応できない。

今回依頼する業務については、一般的な測量業務のみならず、認可保育所の基準や手続きを踏まえた図面作成や求積表作成等を含んでいる。

また、今年度中及び来年度早々より賃料の徴収を始めるにあたり、相手方への賃料説明及び契約の締結を考慮すると、早急に図書を作成する必要がある。

公益社団法人大阪公共嘱託登記土地調査士協会は、当該業務を一貫して行うことができ、本市他局において類似業務の契約実績はもとより、本市における保育所施設の登記業務において豊富な契約実績があることから、円滑な事務手続の遂行が可能である。

また、上記公益社団法人は、官公署により行われる不動産の登記に必要な調査、測量及び登記の嘱託手続きの適正な処理に寄与することにより、公共事業が円滑かつ迅速に実施されることを目的とし、土地家屋調査士法に基づき法務省の指導の下に設立された大阪府内唯一の公益法人であり、また、正当な理由がなければ調査士又は調査士法人が同法人へ加盟することを拒めないことが法にも明記されている。

以上の理由により、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に該当するものと判断し同法人と特名随意契約を行う。

4 根拠法令 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署 こども青少年局保育施策部保育企画課（電話番号 06-6208-8029）

6 その他 平成 30 年 3 月 23 日開催の契約事務審査会において付議済み

随意契約理由書

案件名称 児童手当事業に係る子育てワンストップサービスに関する電子データのダウンロード・署名検証・帳票等作成業務委託（概算契約）

契約の相手方 東京都千代田区霞が関一丁目 3 番 2 号
日本郵便株式会社 代表取締役社長 横山 邦男

随意契約理由

本市では、国が進める子育てワンストップサービス（以下「OSS」と言う。）について、行政手続における情報通信の技術の利用に関する法律（以下「オンライン化法」と言う。）に基づき、市民の利便性向上を図るため、パソコン等の情報処理端末から児童手当の電子申請を行えるように整備する予定である。

しかしながら、本市で直接電子申請データを受け取るためには、データ受け取り用の端末と、国のシステムとを接続するための回線整備や、総合福祉システムを改修する必要がある。また、日々の電子申請のデータ確認等を行うための要員を確保する必要があるため、多大な経費が必要であると見込まれる。このため、OSSに対応した事業者に委託する方が、経費が抑えられ、効率的に市民サービスの向上を図ることができる。

本業務については、国がオンライン化法に基づき、OSSの各種業務について登録事業者の募集をしており、事業者からの登録申請に基づき、審査の上で事業者登録をしている。しかしながら、各種業務のうち、民間送達サービスの登録事業者は日本郵便株式会社の 1 者のみとなっており、他の事業者では業務を遂行することができない。このため、日本郵便株式会社は業務実施をできる唯一の事業者である。

以上の理由により、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に基づき、上記法人と随意契約を締結する。

根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

担当部署

こども青少年局子育て支援部管理課（電話 06-6208-8111）